公益財団法人 JELA
定款

第一章　　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人 JELA と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

２　この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第二章　　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、キリストの愛を実現するために、日本及び世界の助けを必要とする人びとに仕えるわざをなし、またそのための人材を育成することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　在日国際難民及び国際被災難民を救援する事業

（２）　発展途上国の児童の生活環境改善を支援する事業

（３）　国内・海外へボランティアを派遣する事業

（４）　社会への奉仕者を目指す者への教育費を支援する事業

（５）　国際交流及びボランティア活動を行う学校教育を助成する事業

（６）　緊急災害時に被災者救済を支援する事業

（７）　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第三章　　資産及び会計

（財産の拠出）

第５条　設立者は、附則１に記載する財産をこの法人のために拠出する。

（基本財産）

第６条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた財産は、基本財産とする。

２　基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第７条　この法人の事業年度は、毎年１月１日に始まり 12 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第８条　この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第９条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　貸借対照表

（４）　損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）　監査報告

（２）　理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）
第10条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第四章　　評議員

（評議員の定数）
第11条　この法人に評議員 3 名以上 10 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第12条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会において行う。
２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
（１）　各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
イ　当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ　当該評議員の使用人
ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者
ヘ　ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
（２）　他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
イ　理事
ロ　使用人
ハ　当該他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事以外の役員（法人でない

団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 1 項第 8 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3　評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4　この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

第13条　評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3　評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第14条　評議員には、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

2　評議員には、その職務を行うために要する費用を支払う。

第五章　　評議員会

（構成）

第15条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第16条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）　理事及び監事の選任又は解任

（２）　理事及び監事の報酬等の額

（３）　評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（５）　定款の変更

（６）　残余財産の処分

（７）　基本財産の処分又は除外の承認

（８）　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第17条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第18条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　理事長は、評議員会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、評議員会の開催日の１週間前までに、各評議員に対してその通知を発しなければならない。

４　理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的記録により通知を発することができる。この場合において、理事長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

５　前２項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

（議長）

第19条　評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出するものとする。

（決議）

第20条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した当該評議員の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）　監事の解任

（2）　評議員に対する報酬等の支給の基準

（3）　定款の変更

（4）　基本財産の処分又は除外の承認

（5）　その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第21条　理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第22条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第六章　　役員

（役員の設置）

第23条　この法人に、次の役員を置く。

（1）　理事　3名以上10名以内

（2）　監事　3名以内

2　理事のうち1名を理事長、2名を常務理事とする。

3　前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第24条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3　この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4　この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第25条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3　常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4　理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第27条　理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3　補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4　理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利

義務を有する。

（役員の解任）

第28条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（役員の報酬等）

第29条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　役員には、その職務を行うために要する費用を支払う。

（役員の責任の一部免除又は限定）

第30条　この法人は、法人法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。

２　この法人は、法人法第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、責任の限度額は、同法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

第七章　　理事会

（構成）

第31条　この法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第32条　理事会は、次の職務を行う。

（１）　この法人の業務執行の決定

（２）　理事の職務の執行の監督

（３）　理事長及び常務理事の選定及び解職

２　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することが

できない。

（１）　重要な財産の処分及び譲受け

（２）　多額の借財

（３）　重要な使用人の選任及び解任

（４）　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

（５）　内部管理体制の整備

（６）　第 30 条第 1 項の責任の一部免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

（招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

４　理事会を招集する者は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得て、電磁的記録により通知を発することができる。この場合において、理事会を招集する者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

５　第 3 項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議長）

第34条　理事会の議長は理事長がこれに当たる。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の中から互選されたものがこれに当たる。

（決議）

第35条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した当該理事の過半数をもって行う。

（決議の省略）

第36条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（株主等としての権利の行使）

第37条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第八章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第39条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

（解散）

第40条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（剰余金）

第41条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第42条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第43条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第九章　　委員会

（設置等）

第44条　この法人の、第４条に記載する事業を推進するために委員会を設置する。

２　委員会の委員は、理事会において選任する。

３　委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第十章　　サポート会員

（サポート会員）

第45条　この法人の主旨に賛同する個人又は団体をサポート会員とすることができる。

２　サポート会員に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第十一章　公告の方法

（公告の方法）

第46条　この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附　則

１　この法人の設立者の住所及び法人名並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住　　所	東京都渋谷区恵比寿１丁目20番26号
氏　　名	一般社団法人　日本福音ルーテル社団
拠出財産及びその価額	現金　金1,000万円

２　この法人の設立時理事、設立時理事長及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	古屋　四朗	森下　博司	松岡　俊一郎
	渡辺　　薫	杉本　洋一	山内　恵美
	谷口　美樹	深澤　理香	青木　孝士
設立時理事長	古屋　四朗		
設立時監事	安藤　淑子	三嶌　潤一郎	

3　この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

設立時評議員　　中川　浩之　　明比　輝代彦　　浅野　直樹

4　この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から令和 3 年 12 月 31 日までとする。

5　この法人の最初の事業年度の事業計画及び収支予算書は、第 8 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

6　本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

7　本定款は 2021 年 5 月 11 日から施行する。

附　則

本定款の一部を改訂し、2021 年 9 月 1 日から施行する。

本定款の一部を改訂し、2022 年 3 月 26 日から施行する。